

2022年4月12日

学生各位

学生生活支援部

## 2022年度 新型コロナウイルスの影響にかかる「緊急支援授業料減免制度」について

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、家計が急変した世帯の学生の皆さんを対象として、昨年度に引き続き「緊急支援授業料減免制度」を実施します。

この制度により「授業料減免」を希望する場合は、以下の概要を確認のうえ、申請書及び証明書類を学生課まで提出してください。

なお、この制度の運用には、本学の専任教職員による募金（神奈川大学学生緊急支援募金）および本学の奨学基金が充てられます。

### 【対象】

新型コロナウイルスによる感染拡大の影響により、大幅な家計の急変が生じ、学費の支払が困難になった学部生または大学院生

### 【要件】

次の①～③のすべてに該当する者

- ① 新型コロナウイルスによる感染拡大の影響により、大幅な家計の急変が生じ、学費の支払が困難になった者
- ② 主たる生計維持者<sup>※1</sup>の2021年の所得<sup>※2</sup>が2020年の所得<sup>※2</sup>と比較して70%以下となっていること。もしくは、2022年1月以降に新型コロナウイルスの影響により退職・転職した場合は、その所得<sup>※2</sup>見込みが2020年または2021年の所得と比べて70%以下であること。
- ③ 主たる生計維持者<sup>※1</sup>の急変後の年間所得<sup>※2</sup>が給与所得者の場合は841万円以下（給与所得者以外は355万円以下）であること。

※1 主たる生計維持者とは、原則、父もしくは母で所得が高い方とし、学生自身が独立して生計を維持している場合は学生課までご相談ください。

※2 所得とは、給与所得者は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外は確定申告書等の所得金額とする。

### 【減免額】

2022年度納入すべき年間授業料<sup>※</sup>の30%

（既に納入済みの場合は返金します。減免額は半期ごとに算出します。）

※既に、他の奨学金等で授業料が減免されている場合は、減免後の授業料

## 【併給について】

次の奨学金との併給は認められません。

神奈川大学給費生、神奈川大学大学院給費生、神奈川大学予約型奨学金、神奈川大学附属高等学校出身学生支援奨学金、神奈川大学修学支援奨学金、神奈川大学新入生・地方出身学生支援奨学金、神奈川大学出身者支援奨学金、神奈川大学外国人留学生授業料減免制度、神奈川大学後援会給付奨学金、村橋・フロンティア奨学金、(一社)神奈川大学宮陵会給付奨学金、(一社)神奈川大学宮陵会大学院給付奨学金

※上記のうち、年度ごとに募集を行う奨学金については、今年度内での併給制限となります。

※高等教育の修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免)との併給はできますが、原則として減免後の授業料からの減免となります。支援区分が決定しない期間が生じた場合や、「休停止中」の場合には、授業料減免額が確定できず返金が遅れる場合があります。

## 【提出書類】 ※②～⑥については、コピー可

### ●全員共通

- ① 申請書・振込口座届(学生名義のもの) ※必ず学生本人が記入してください。

書式:こちらを印刷して記入してください。

- ② 主たる生計維持者の 2020 年 の収入に関する証明書

- ③ 主たる生計維持者の 2021 年 の収入に関する証明書

給与所得者:源泉徴収票または所得証明書

自営業等:所得税の確定申告書(第一表、第二表)の控え

※税務署の受付印があるもの、(電子申告の場合は電子申告日時と受付番号が印字されているもの)を提出してください。

外国在住者:外国語の所得証明書の場合、その日本語訳を添付して提出してください。

### ●該当者のみ ※外国語の書類の場合、その日本語訳を添付して提出してください。

- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を起因とした公的支援の受給証明書(受給者のみ。緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納入猶予、国税地方税の納付猶予など。)

- ⑤ 退職証明書・雇用保険受給資格者証等(2022年1月以降にコロナウイルスの影響により退職した場合のみ)

※会社都合で退職したことが分かる書類を提出してください。

- ⑥ 給与明細(2022年1月以降にコロナウイルスの影響により退職後、転職をした場合のみ)

※給与明細を基に年額を換算(給与明細の支払金額×12)し、余白に年額を記載してください。その金額が2020年もしくは2021年の源泉徴収票の支払金額と比べて70%以下になっていること。

## 【受付期間】

第一次受付期間 2022年5月9日(月)～2022年5月13日(金)

第二次受付期間 2022年9月26日(月)～2022年9月30日(金)

## 【提出先・受付時間】

① 直接提出： 9:00～16:00 各キャンパス学生課窓口

② 郵 送： 受付期間中 必着

横浜キャンパス 〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋 3-27-1 学生課 学内奨学金担当宛

湘南ひらつかキャンパス 〒259-1293 平塚市土屋 2946 学生課 奨学金担当宛

みなとみらいキャンパス 〒220-8739 横浜市西区みなとみらい 4-5-3 学生課 学内奨学金担当宛

※郵送の際は、追跡可能な方法(簡易書留、特定記録、レターパックライト等)とし、「緊急支援授業料減免制度書類 在中」と朱書きしてください。

## 【申請後の流れ】

各受付期間締切後、約 1 か月で減免に関する通知を保証人・学生宛にお送りします。

学費納付の有無により、通知内容は異なりますので、よくご確認ください。

## 【よくある質問】

Q 2021 年度に申請し、採用になりました。2022 年度も申請することができますか。

A 今年度の条件を満たしていれば、申請できます。

Q 採用された場合、授業料減免はいつ頃になりますか。

A 第一次採用の場合、前期授業料に対する減免額を 6 月末頃返金します。後期分は減免された額の振込用紙を送付しますので、期日までに納入してください。(第 2 分納期の減免された振込用紙は、10 月上～中旬に送付予定です)。

第二次採用の場合、年額授業料に対する減免額を 12 月末頃返金します。第二次受付期間前の 9 月上旬に第 2 分納期の納付書が送付となるため、採用後に減免後の納付書での納入を希望される方は財務課までお問合せください。

なお、学費の納入期限(前期 4 月末、後期 10 月末)を過ぎている場合は、学費延納願の提出が必要です。

↓ 本学ホームページ:学費の延納について

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/campuslife/expense/fee/payment/>

Q 高等教育の修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免)との併給はできますか。

A 併給はできますが、支援区分が決定しない期間が生じた場合や、「休停止中」の場合には、授業料減免額が確定できず返金が遅れる場合があります。「家計急変」で採用されている場合には、該当学期の支援区分がすべて確定してから、減免された額の振込用紙の送付または返金となります。

**【制度に関する問い合わせ】**

学生課 奨学金担当 [scholarship-all@kanagawa-u.ac.jp](mailto:scholarship-all@kanagawa-u.ac.jp)

**【採用後の授業料に関する問い合わせ】**

財務課 学費担当 [keiri-web@kanagawa-u.ac.jp](mailto:keiri-web@kanagawa-u.ac.jp)

2022年度 神奈川大学緊急支援授業料減免制度（家計急変対象者）申請書 1/2

年 月 日現在

学籍番号

神奈川大学学長 様

フリガナ		所属	学部	学科	年次
氏名			研究科	博士 前期・後期 課程	課程
生年月日	年 月 日生（満 歳）		専攻	専門職学位課程	年次
本人現住所	〒（ - ）			自宅 TEL	- -
家族現住所	〒（ - ）			携帯 TEL	- -
				TEL	- -

同一生計の家族及び収入	生計主たる維持者	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業	2020年所得額	2021年所得額
		(例) 父	神大 太郎	19〇〇年×月△日	50	会社員	【学生課使用欄】	
							万円	万円
	本人以外の家族	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業		

《事由書》 必ず学生本人が詳しく記入してください。

①新型コロナウイルスの影響によってどのように家計が急変したか

②今後の学修計画

学長	学生生活支援部長	学生生活支援部事務部長	学生生活支援部次長	学生課長	担当者	受付印

2022年度 神奈川大学緊急支援授業料減免制度（家計急変対象者）申請書 2/2

家計急変事由	<input type="checkbox"/> 会社都合による退職 <input type="checkbox"/> 倒産 <input type="checkbox"/> 収入減少 <input type="checkbox"/> その他（ ）	学費納入	<input type="checkbox"/> 前期（未納・済入済） <input type="checkbox"/> 後期（未納・済入済）	
		奨学金状況	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構 給付 ・ 第一種 ・ 第二種 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
家計急変事由 発生日	年 月		※今年度受給又は申請中の奨学金を記入すること	
提出書類	全員の提出	<input type="checkbox"/> 神奈川大学緊急支援授業料減免制度申請書・振込口座届（学生名義）		
		<input type="checkbox"/> 2020年の収入に関する書類（源泉徴収票/所得税の確定申告書（第一表、第二表）の控え）		
		<input type="checkbox"/> 2021年の収入に関する書類（源泉徴収票/所得税の確定申告書（第一表、第二表）の控え）		
	該当者のみ	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を起因とした公的支援の受給証明書 （緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納入猶予、国税地方税の納付猶予など）		
		<input type="checkbox"/> 退職証明書/雇用保険受給資格者証等 （会社都合で退職したことが分かる証明書）		
		<input type="checkbox"/> 給与明細 （給与明細の支払金額×12をして年額を換算すること）		

※以下、学生課記入欄

# 奨学金振込口座届

の り し ろ

通帳コピーを灰色枠内に収まるように切り貼りしてください。

※通帳がない場合にはキャッシュカードでも可  
 ※調べても銀行番号が不明の場合には、記入不要です。  
 ※クレジットカード機能付きのキャッシュカードは、カード番号とセキュリティコードを黒塗りしてください。

採用になった場合、みなさんが指定した金融機関口座に奨学金が振込まれます。  
 記入内容に誤りがあると、奨学金が振込まれません。正確に記入してください。

## 【添付例】

### ゆうちょ銀行

記号 番号  
1196 1234561

おなまえ **ジンダイ カナ 様** ⑤

② 株式会社 ゆうちょ銀行  
(金融機関コード: 9900)

通帳とお届け印とは、別々に保管してください  
 通帳作成地 東京都千代田区霞が関1-3-2  
 株式会社ゆうちょ銀行

通帳・カードを「盗難」または「紛失」された場合は、すぐカード紛失

カード紛失センター 0120-7948

ご利用	振替口座開設(送金機能)通常貯金ご利用の上限額 5,000,000円 確認
利用	キャッシュサービス 代理人カード デビットサービス
欄	定額定期自動貸付け 国債等自動貸付け
銀行	この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用
使用	される際は
欄	次の内容をご指定ください ④
	①【店名】一九八(読み イチキュウハチ)
	③【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

### 民間金融機関

〈●●●銀行〉をご利用いただきありがとうございます

●●●総合口座

おなまえ

⑤ **ジンダイ カナ 様**

店番

③ **198**

普通預金  
口座番号

④ **0123456**

定期預金  
口座番号

② 株式会社 ●●●銀行 (銀行コード0000)  
 ホームページアドレス <http://www.kanagawa-u.ac.jp/>

① お取引店 **白楽駅前支店駅前支店**

電話 045-481-5661  
 残高照会は、0120-000-00X

ホームページからも残高照会をご確認いただけます。「インターネット残高照会」で検索!

①～⑤が読み取れるように印刷し、  
 記入してください。

## 奨学金振込口座

金融機関名	フリガナ	銀行 信用金庫・労働金庫			
店舗名	フリガナ ①				
預金種目	②銀行番号※	③店舗番号	④口座番号(右詰め)		
普通預金のみ					
口座名義人名 (出願者本人に限る)	カタカナで記入	⑤			

学部・研究科

学科・専攻

学籍番号

氏 名